

学校いじめ防止基本方針

長泉町立長泉小学校

平成26年 3月 策定

平成30年11月 改定

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 基本理念について

＜いじめ防止のための基本理念＞

- ・子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ・子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる気持ちを育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ・県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、国の「いじめの防止のための基本的な方針」を受け、静岡県でも「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。長泉小学校でも、平成26年3月に「長泉小学校いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、さらに、多様化するいじめに対し、より適切ないじめ防止等の対策を講じるため、上に記した基本理念に基づき、社会総がかりでのいじめ問題の克服に向け、平成30年11月に本方針を改定しました。また、改定された本方針は、本校児童、保護者及び関係諸機関への周知のため、ホームページで公表します。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」を言います。いじめのあらわれとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。また、特定の教職員のみによることなく、情報を共有することによって複数の目で確認していきます。

いじめが「解消している」状態とは、①いじめにかかる行為が少なくとも3カ月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと、の2点が満たされていることが必要です。また、その状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していきます。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または心身に重大な危険を生じさせることがあります。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級やクラブ活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として見て見ぬふりをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつける必要があります。

4 基本的な考え方

いじめを受けた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもがそのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりでいじめの未然防止に取り組みます。

1) いじめの未然防止

子ども一人一人が自分と他人を大切に思う気持ちを高め、きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚をじつくりと育て、健やかでたくましい心を育むことがいじめのない社会づくりにつながります。そのためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して子ども自身の自立を目指すことが大切です。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にしてください。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるような家庭環境を作ることが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民の方々が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていただきたいと思います。

学校においては、学級集団が新たにスタートする毎年4月から7月にかけて「人間関係づくりプログラム」を活用するなどして、子どもの見取りと理解を進め、子ども相互の信頼関係、子どもと教職員との信頼関係を大切にしながら考え方の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めます。さらに、学級活動や道徳の時間等を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの課題を自ら解決していくような、より質の高い集団を育てていけるよう努めます。

2) いじめの早期発見・早期対応

① 早期発見 ーいじめはどの子にも起こりうるー

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して子どもを見守り続けていくことが大切です。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な状態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添い、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

家庭においては、日頃の対話や態度などから、いじめが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めてください。

学校においては、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民等からの訴えを親身になって受け止め、できる限り早い段階でいじめの有無を確認するとともに、職員間で情報交換のしやすい環境をつくり、日常的に子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めます。職員間のコミュニケーションやチームワークも、いじめ発見の大切な条件の一つであると考えます。

地域においては、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校に連絡し、情報を提供していただくなど、連携して対応することが重要であると考えます。

② 早期対応 ーいじめられている子どもの立場に立って組織的にー

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないよう、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに対応していきます。いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みについて確認し対応します。

また、必ず組織（チーム）で対応し、状況によっては警察、児童相談所、医療機関等の関係各機関との連携も図っていきます。

3) 関係機関との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合は、学校外の関係諸機関とも連携していきます。

第2 いじめの防止等のための対策

1 組織の設置

長泉小学校では、いじめを受けた子どもを徹底して守り通し、いじめを迅速、適切に解決する相談や通報の窓口として、かつ、組織的、実効的にいじめ防止等に取り組む中核となる常設の組織を置きます。

<いじめ防止対策委員会>

- ・校長 ・教頭 ・主幹教諭 ・生徒指導主任 ・学年主任
- ・養護教諭 ・学級担任 ・関係の深い教職員（必要に応じて）

<拡大いじめ防止対策委員会>

緊急を要する事案や重大事案であると校長が判断した場合には、上記のいじめ防止対策委員会に加え、以下のような機関を招聘し、拡大いじめ防止対策委員会を開催します。

- ・PTA 役員 ・スクールカウンセラー ・学校評議員 ・心の教室相談員
- ・スクールソーシャルワーカー ・臨床心理士 ・保健師
- ・裾野警察署 ・東部児童相談所 ・民生委員 ・児童福祉担当
- ・町補導員協議会 ・主任児童委員 ・町人権擁護委員
- ・社会教育指導員（ひまわり相談室）等

2 いじめの防止のための対策

1) いじめの未然防止

① 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め合い、心の通う人間関係をつくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、道徳の学習のみならず、本校の教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ります。

② 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動など、集団で関わり合う機会を通じて互いの思いを共感できる心情を育て、子どもが自主的にいじめについて考えたり議論したりすること等、いじめ防止に資する活動に取り組みます。

長小フェスティバル ペア活動 あいさつリレー 等

③ 保護者や地域への啓発

保護者の皆さんや地域の方々においては、子どもが発するサインや

いじめに関する情報を得たときには早急に学校に相談をしてください。

学校では、民生児童委員との懇談会において、地域での子どもたちの様子について気になることがあった場合は学校に連絡をいただくことをお願いしています。また、学校支援地域本部事業の活用により、学校ボランティアを多く導入し、学校生活の中でできる限り多くの大人の目で子どもたちを見守るようにしています。

④ 配慮を要する子どもへの配慮

学校として、特に配慮が必要な子どもについては、日常的にその子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行っていきます。

例えば、

ア、発達障害を含む何らかの障害のある子ども

イ、外国につながる子ども

ウ、性同一性障害や性的志向・性自認に係る子ども

エ、東日本大震災で被災した子どもや原子力発電所事故により避難している子ども

などが考えられます。

⑤ いじめに関する教職員の資質向上

学年を基本とした教師集団の中で、大小さまざまな事案に対するチームとしての対応の仕方を検討し、実践を積み重ねることで、教職員個々の資質及び実践力、対応力の向上が図られるものと考えます。さらに、教職員全体で、事例をもとに事案対処に関する研修を行い、さらなる資質能力向上に努めます。

⑥ 学校評価による取り組みの改善

いじめの防止等のための取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取り組み、定期的または必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談・ふれあいトークの実施、校内研修の実施等）に関し、学校評価において目標の達成状況等を評価し、取り組みを改善していきます。

2) 早期発見・早期対応

① 情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見または相談を受けた場合は、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく学校いじめ対策組織に報告し、「長泉小学校いじめ発生時対応フロー(別表)」に従って、速やかに校内で情報を共有し、即日対応に当たります。

② 子どもの実態把握

朝の会や授業時間、休み時間の活動等において、子どもたち一人一人の声の大きさや表情を観察し、日常会話や日記指導などからも交友関係や悩み等を把握します。

また、年7～8回のアンケート調査を実施し、複数の教員によるアセスメント（見立て）を行います。気になる内容があった場合は、学級担任が丁寧に聞き取り、必要に応じて支援、指導を組織で行います。学年主任は、各学級担任からの報告、相談により、アンケートに記入された内容を把握します。実施したアンケート用紙については、記述の有無にかかわらず、すべての用紙を5年間学校に保存します。

③ 相談体制の整備

6月、10月、1月にふれあいトークを実施し、子どもが1対1で担任に相談できる機会を設けます。また、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、子どもだけでなく、保護者、教職員に対する相談体制を整えます。

いじめの相談を受けた場合は、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を徹底して守ります。

④ いじめに対する措置

- ・ いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときには、教職員は速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげます。また、いじめが確認された場合は、長泉町教育委員会に報告します。
- ・ いじめが確認された場合は、即刻いじめをやめさせ、再発防止のための組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を適切に行っていきます。
- ・ 必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるような配慮をしていきます。
- ・ いじめを受けた子どもの保護者といじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、学校は保護者と情報を共有するなど必要な措置をとります。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断したときは、警察に相談し、連携して対応していきます。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報するなど、適切な援助を求めています。

⑤ 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があるとき認めるときは、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加えることがあります。

3) 関係機関との連携

日頃から警察や相談機関等の関係諸機関と協力体制を確立し、いじめが起きたときには状況に応じて連絡し、早期に対応していきます。また児童福祉や医療機関等の外部専門家の、学校が常設する組織への参加についても、

長泉町教育委員会を通して協力を求めています。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 文部科学省）」を踏まえ、適切に対処します。

1 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

(ア) いじめにより子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いと認めるとき。

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはありません。

2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は長泉町教育委員会に報告し、教育委員会の判断のもと、速やかに教育委員会又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、子どもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等により、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にするということです。

3 情報の提供

長泉町教育委員会又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

4 報道、警察等各機関への対応

(ア) 情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供をします。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に対応していきます。

(イ) 情報のとりまとめ、報道機関への対応等については、基本的に教頭が行います。

(ウ) 法に抵触すると考えられるケースは、警察署へ通報し対応等について協議していきます。その際の対応は教頭が行います。